

## 人間文化研究機構公的研究費不正使用防止計画推進室設置要項

平成27年3月23日

機 構 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構における公的研究費の不正使用防止に関する規程（平成27年3月23日人間文化研究機構規程第130号）第16条の規定に基づき設置する公的研究費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 人間文化研究機構（以下「機構」という。）本部及び機関の経理責任者
- 四 その他室長が指名する者 若干名

### (室長等)

第3条 室長は、前条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、前条第2号の室員のうちから室長が指名した者をもって充てる。

### (業務)

第4条 推進室は次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正発生要因の調査・分析及び内部監査部門への分析結果の提供
  - 二 具体的な公的研究費の不正使用防止計画の策定及び実施
  - 三 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
  - 四 機構における不正防止関係規程等の理解度や運用実態等を把握するためのモニタリング調査の実施及び同調査結果に基づく適正なチェック体制の構築並びに機構の各種規程・ルール等の統一や機構の監査の実施にあたっての提言
  - 五 大学共同利用機関法人人間文化研究機構における公的研究費の使用に関する行動規範の浸透を図るための方策の推進
  - 六 機構及び各機関におけるコンプライアンス教育プログラムの策定及び実施状況の把握
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて機構の職員の意見を聴取するものとする。

### (事務)

第5条 推進室の事務は、機構本部事務局企画課が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成27年3月23日から施行する。
- 2 人間文化研究機構研究活動不正防止計画推進室設置要項（機構長裁定）は廃止する。